

# 暗号資産の分離課税化

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

上場株式等の金融商品から生じる所得は基本的に分離課税(20.315%)が適用される一方で、暗号資産から生じる所得は総合課税の対象(最大55.945%)である。暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、国民の安定的な資産形成を支援するべく暗号資産から生じる所得について分離課税化を行う。

### 2.内容

#### (1)分離課税

「暗号資産取引業(仮称)」を行う者に対して「金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(以下、特定暗号資産)」の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については他の所得と分離して20.315%の税率により課税される。

#### (2)繰越控除

「特定暗号資産」を「暗号資産取引業」を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその翌年以後3年間の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

## <改正のポイント>

### 2. 内容(続き)

#### (3) デリバティブ取引

特定暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等については、以下の適用対象となる。

- ・ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例(他の所得と分離して20.315%の税率により課税する)
- ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除(損失の金額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年分の「先物取引に係る雑所得等」の金額を限度として、一定の方法により、「先物取引に係る雑所得等」の金額の計算上その損失の金額を差し引く)

#### (4) 総合課税の対象となる暗号資産

総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産(譲渡所得の起因となる暗号資産の譲渡のうち、「暗号資産取引業」を行う者以外の者に対する譲渡、または「特定暗号資産」以外の暗号資産の譲渡)については、次の取り扱いとなる。

- ・ 譲渡所得の特別控除(50万円控除)を適用しない
- ・ 5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない
- ・ 譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しない

## <改正のポイント>

### 3.適用時期

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後の譲渡等について適用される。

### 4.影響・対応策

所有する特定暗号資産の処分時期の判断が重要となる。

- ・ 含み益に対する総合課税、分離課税の有利判定
- ・ 含み損の繰越控除による翌年以後への繰り越し

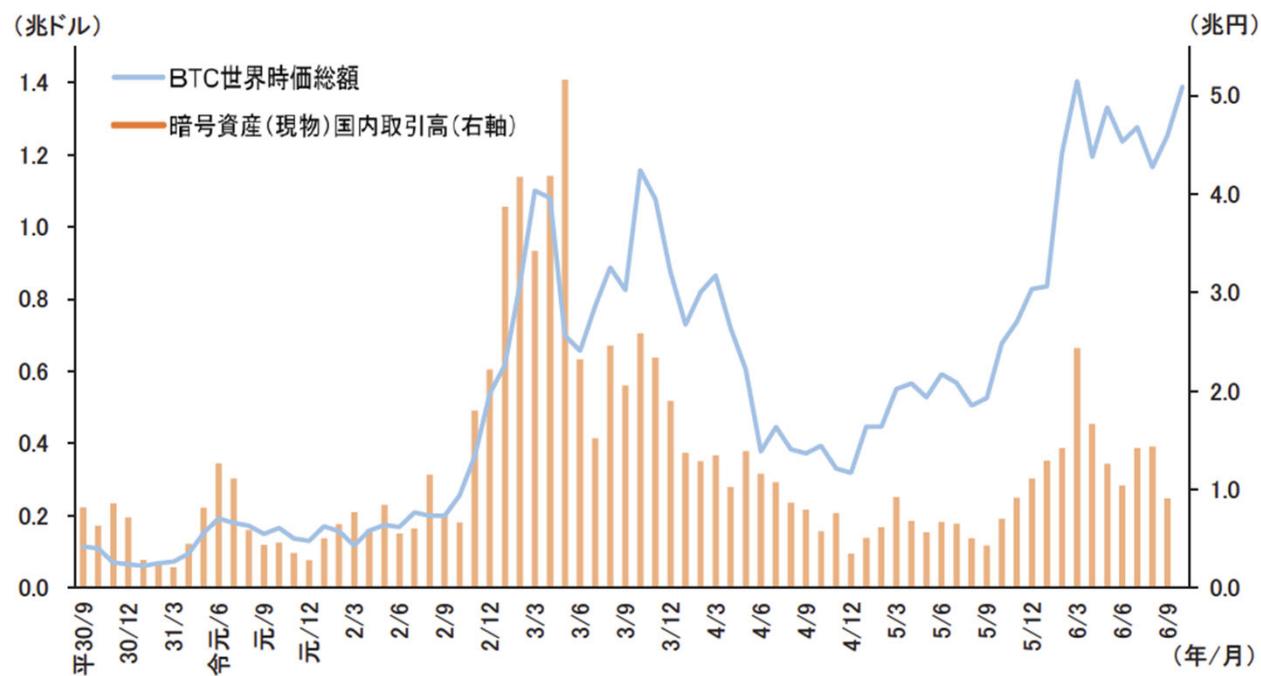
### 5.実務のポイント

- ・ 特定暗号資産の譲渡等による繰越控除の適用要件の確認が必要となる。
- ・ 暗号資産が国外転出時課税や租税特別措置法40条などの対象資産となるか確認が必要となる。

# 1. 改正の趣旨・背景

近年、暗号資産投資が増加しているが、国内の法整備においては、資金決済法のもと資金決済手段として位置づけられており、暗号資産から生じる所得については総合課税が適用されている。そのため、諸外国と比較した場合の税率の違いにより、Web3.0市場及び企業の育成や、海外競争力強化のため、課題として指摘されていた。したがって、令和7年の税制改正大綱において投資家保護のための法整備等を前提に暗号資産から生じる所得について課税の見直しが検討されていた。

図表1 BTC世界時価総額及び暗号資産（現物）の国内取引高の推移

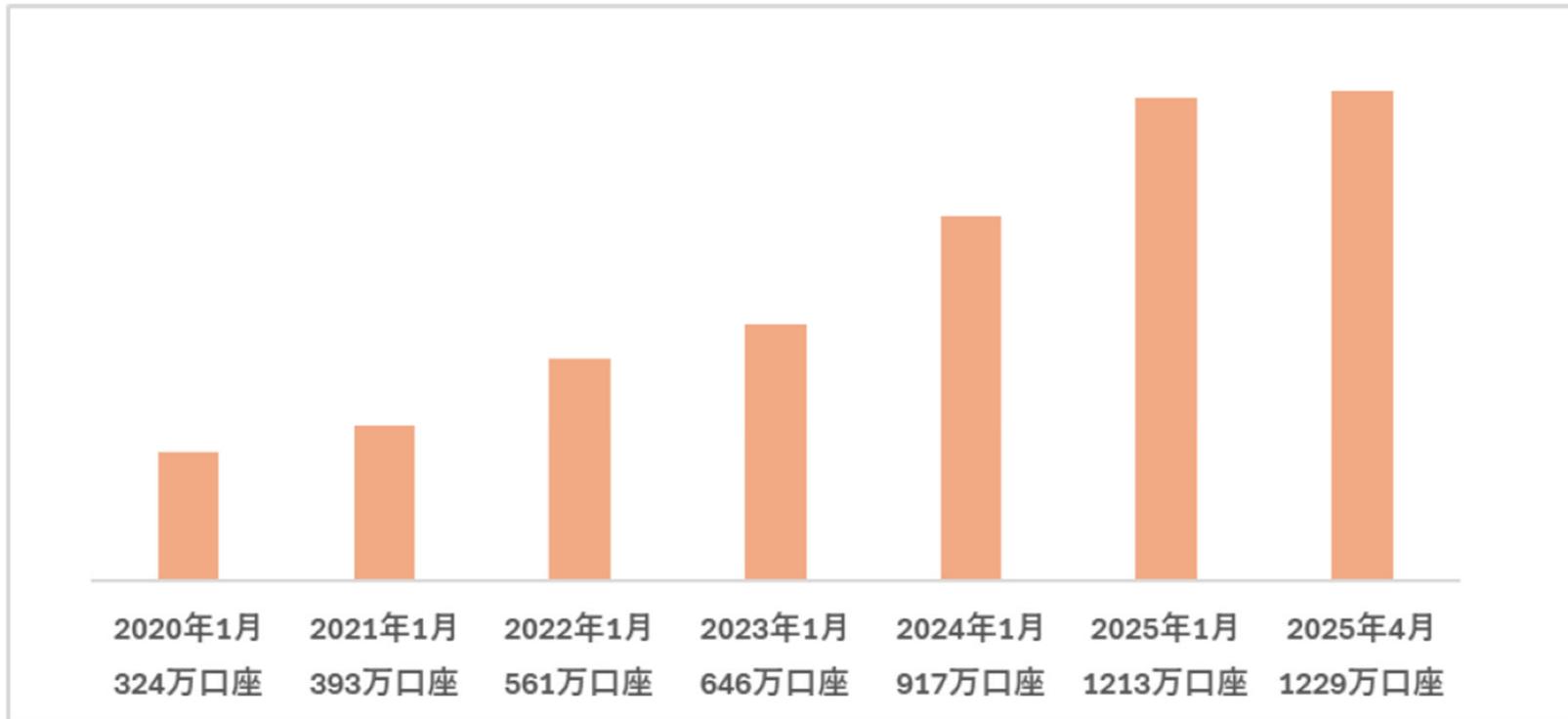


(注) BTC世界時価総額は各月1日時点。

(出所) 一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産取引月次データ」、CoinMarketCap HPより作成

# 1. 改正の趣旨・背景

## 暗号資産口座開設数



出所：JVCEA統計を基に作成  
一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）暗号資産取引月次データ（2018年9月～2025年4月）  
<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/statistics/202504-KOUKAI-01-FINAL.pdf>  
口座開設数は重複含む。

# 1. 改正の趣旨・背景

## 現状の各国税制比較

日本(改正前)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雑所得として総合課税(支払手段)</li><li>・ 税率最大55%</li><li>・ 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要</li></ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(通貨ではない資産)</li><li>・ 1年以上保有した場合、税率最大20%</li><li>・ 1年未満の保有の場合は通常の累進課税</li></ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(のれん以外の無形資産)</li><li>・ 20%固定税率(納税者区分による)</li></ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(その他資産)</li><li>・ 年間利益が600ユーロ以下の場合は課税されない</li><li>・ 1年以上保有している場合には原則課税されない</li></ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ キャピタルゲイン課税(投資資産)</li><li>・ 30%固定税率(12.8%、社会保険料負担17.2%)と累進税率を選択可</li><li>・ 年間利益が305ユーロを超えない限りは課税されない</li></ul>

出典：「2026年度 税制改正要望書」概要  
(2025年7月30日 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 ／ 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会)

※日本の税率表記は復興特別所得税を考慮していない

## 2. 改正の内容

- 全ての暗号資産の譲渡が分離課税の対象となるわけではない
- 総合課税となる暗号資産については、金地金のような総合課税となる所得金額とは異なる計算が行われる

項目	譲渡に係る課税関係			先物取引	譲渡等損失
対象資産	① 特定暗号資産 (注)	② 特定暗号資産ETF (注)	①②以外の 暗号資産	特定暗号資産 デリバティブ取引	特定暗号資産(注)  特定暗号資産 デリバティブ取引(注)
改正前	総合課税 最大55.945%	組成不可	総合課税 最大55.945%	雑所得 総合課税	繰越控除無
改正後	譲渡所得 分離課税 20.315%	(※) 譲渡所得 分離課税 20.315%	総合課税 ・譲渡所得の特別控除 適用なし ・5年超保有の場合の 所得1/2措置適用なし ・損益通算適用なし	雑所得 分離課税 20.315%	繰越控除有
適用開始時期等	金融商品取引法の改正 法の施行の日の属する 年の翌年の1月1日以後 に行う特定暗号資産の 譲渡等について適用さ れる	(※)投資信託及び投資 法人に関する法律施行 令の改正が必要	金融商品取引法の改正 法の施行の日の属する 年の翌年の1月1日以後 に行う特定暗号資産デ リバティブ取引に係る 差金等決済について適 用される	金融商品取引法の改正 法の施行の日の属する 年の翌年の1月1日以後 に行う特定暗号資産デ リバティブ取引に係る 差金等決済について適 用される	金融商品取引法の改正 法の施行の日の属する 年の翌年の1月1日以後 に行う特定暗号資産の 譲渡等及び特定暗号資 産デリバティブ取引に 係る差金等決済につい て適用される

(注)「暗号資産取引業(仮称)」を行う者に譲渡した場合

### 3. 適用時期

- ・分離課税、繰越控除

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用される。

- ・デリバティブ取引

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産デリバティブ取引に係る差金等決済について適用される。

- ・総合課税

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用される。

### 4. 影響、対応策

- ・所得金額によっては、総合課税のほうが分離課税よりも税負担が軽減される。

- ・含み損を抱える暗号資産については、適用時期以後の売却でないと繰越控除の適用を受けられない。

## 5. 実務のポイント

- ・ 特定暗号資産の譲渡等による繰越控除の適用要件(一定の要件)の確認が必要となる。
- ・ 金融商品取引法の改正により、暗号資産が金融商品取引法に規定されることによる他の課税関係への影響を考慮する必要がある。

金融商品取引法の改正による影響についての要確認事項

項目	改正前	今後の確認事項
国等への寄付 措法40条	譲渡所得課税あり	非課税の適用対象財産に該当するのか
国外転出時 所法60条の2	国外転出時課税適用なし	課税が生じる対象資産に該当するのか
相続後の売却 措法39条	取得費加算の特例適用なし	暗号資産が適用対象財産に該当するのか